

＜改正後＞

様式例第 2 号の 1

令和 年産水稻・陸稲実測調査野帳（手刈実測）

（全相殺方式、半相殺方式、一筆方式）

評 価 者	
-------	--

（以下略）

＜現行＞

様式例第 2 号の 1

令和 年産水稻・陸稲実測調査野帳（手刈実測）

（全相殺方式、半相殺方式、一筆方式）

評 価 者 印	
---------	--

（以下略）

＜改正後＞
様式例第2号の2

令和 年 産 麦 損 害 評 価 実 測 調 査 野 帳
(全相殺方式、半相殺方式、一筆方式)

評 価 者	
-------	--

(以下略)

＜現行＞
様式例第2号の2

令和 年 産 麦 損 害 評 価 実 測 調 査 野 帳
(全相殺方式、半相殺方式、一筆方式)

評 価 者 印	
---------	--

(以下略)

＜改正後＞
様式例第 2 号の 3

令和 年産水稻実測調査野帳（コンバイン実測）	
(全相殺方式、半相殺方式、一筆方式)	
評 価 者	

(以下略)

＜現行＞
様式例第 2 号の 3

令和 年産水稻実測調査野帳（コンバイン実測）	
(全相殺方式、半相殺方式、一筆方式)	
評 価 者 印	

(以下略)

- 附 則
- この通知は、令和 2 年12月25日から施行する。
 - この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式に によるものとみなす。
 - この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。この場合において、押印は要しないものとする。